様式第２０号

貸付番号【　　　　　　　　　　　　　】

１　住宅　２　介護　３　災害新

４　災害再　５　自動車　６　敷金

７　入学　８　修学

**申立書兼同意書**

１　私は、申込日現在において、下記の共済貸付不適格事項のいずれにも該当していないことを申し立てます。

 　＜共済貸付不適格事項＞

1. 給料その他の諸給与金の差押えを受けている者
2. 給料その他の諸給与金の差押えが消滅した後、３年を経ていない者
3. 当該申込分を含む貸付金（高額医療貸付及び出産貸付にかかる貸付金を除く。）の毎月償還額並びに福岡市職員厚生会貸付金及び金融機関等からの本人名義の借入金の毎月返済合計額（以下「月例償還額」）が、貸付の申込み時における給料の１００分の３０に相当する額を超える者
4. 当該申込分を含む貸付金の月例償還額に十二を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に二を乗じて得た額の合計額が、給料に十二を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料に四を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の１００分の３０に相当する額を超える者
5. 給料の全部の支給が停止されている者又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている者
6. 破産手続開始申立者及びその手続き中の者並びに再生手続開始申立者及びその手続き中の者
7. 破産手続開始決定及び再生手続開始決定後、３年を経ていない者
8. 住宅貸付保険及び一般貸付保険に規定された保険事故の対象となったことがある者
9. 福岡市職員共済組合貸付規程第12条第２項に基づき特別償還中である者

２　この貸付における審査上必要とする場合は、福岡市職員共済組合（以下「共済組合」）がこの同意書により、任命権者に対し給料その他の諸給与金の差押えの事実確認を行うことに同意します。

３　貸付決定の際は、所属長に貸付決定について通知されることについて同意します。

４　私が共済組合の債務について破産手続き又は再生手続きを開始し、債権者である共済組合がその事実を確認した場合、貸付決定後、貸付規程に違反していることが判明した場合、その他貸付の継続にあたり共済組合が必要と認める場合は、任命権者及び所属長に当該事実が通知されることについて同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　　月　　　日

 （あて先）福岡市職員共済組合理事長

所属名

職員コード

氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※）

（※）本人が手書きしない場合は，記名押印してください。